

王寺町タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による利用者の減少や燃油価格高騰により、事業継続に大きな影響が出ているなかで、町民の日常生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして運行を継続しているタクシー事業者に対して、燃油価格高騰により増加した経費の一部を支援し、地域公共交通を維持することを目的として、予算の範囲内で王寺町タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するにあたり、王寺町補助金等交付規則（平成18年3月王寺町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業について、法第4条の規定に基づき許可を受けた事業者とする。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 町内に本社（個人事業者においては住所）を置くタクシー事業者であること。
- (2) 交付を申請する時点でタクシー事業を行っていること。
- (3) 事業の停止処分を受けていないこと。
- (4) 町税の滞納がないこと（新型コロナウイルス感染拡大に伴い徴収が猶予及び分割納付の誓約が済んでいる者は除く。）。
- (5) 王寺町暴力団排除条例（平成23年12月王寺町条例第18号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号のいずれにも該当する車両1台あたり5万円とする。

- (1) 交付対象者が使用する車両
- (2) 王寺町内に使用の本拠の位置がある車両
- (3) 令和4年4月1日の時点において、国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局に一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車として届出がされている車両

- (4) 次条第 1 項の規定による申請の日の時点において、新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について（令和 2 年 3 月 3 1 日付け国土交通省自動車局旅客課長事務連絡。以下「事務連絡」という。）に基づく休車中ではない車両

（支援金の交付申請等）

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、王寺町タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第 2 号）
 - (2) 令和 4 年 4 月 1 日の時点における前条第 3 号の届出がされている車両及び車両の台数が確認できる書類、またはその写し（要綱にある参考様式を使用する場合は原本に限る。）
 - (3) 事務連絡に基づく特例措置の適用を受けた交付対象者にあつては、国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局に提出した休車リストの写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、令和 5 年 3 月 3 1 日までに行わなければならない。ただし、特別な理由があると町長が認めるときは、この限りでない。
- 3 申請者の実績は、第 1 項に規定する申請書によって報告されたものとみなす。

（支援金の交付決定等）

第 6 条 町長は、前条第 1 項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の交付が適当であると認めるときは王寺町タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金交付決定及び交付確定通知書（様式第 3 号）により、適当でないと認めるときは王寺町タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第 3 号の 2）により、申請者に通知するものとする。

- 2 支援金の交付は、1 交付対象者につき 1 回限りとする。

（支援金の請求）

第 7 条 前条の規定による交付確定通知を受けた交付対象者は、速やかに請求書（様式第 4 号）に振込先口座が分かる書類等の写しを添付して、町長に提出し、支援金の交付を受けるものとする。

（調査）

第 8 条 町長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に対し報告を求め、又は文書を提出させることができる。

(申請の取下げ)

第9条 交付対象者が支援金交付申請の取下げを行う場合には、王寺町タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金交付申請取下届(様式第5号)(以下「交付申請取下届」という。)を支援金交付決定及び交付確定通知書(様式第3号)により通知を受けた日から起算して2週間以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める交付対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請や報告又は不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 支援金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
- (4) 交付申請取下届(様式第5号)を受理したとき。
- (5) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (6) その他法令、条例、本支援金交付要綱又はこれらに基づき町長が行った指示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、王寺町タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金交付決定取消通知書(様式第6号)により交付対象者に通知する。

(支援金の返還)

第11条 町長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 町長は、交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第12条 交付対象者は、第11条の規定による取消しを受け、支援金の返還を請求されたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を町に納付しなければならないこととする。

2 支援金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する支援金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとす。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を請求された支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された支援金の額に充てられたものとする。

(他の支援金等の一時停止)

第13条 町長は、交付対象者が支援金の返還を請求され、当該支援金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき支援金及び交付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた交付申請に係る支援金の交付に係る手続に関しては、当該交付等が完了するまでの間、同日後も、なおその効力を有する。